

2025 年度 団体助成金給付額算定の評価基準

公益財団法人
石井記念証券研究振興財団

給付金額は、原則として以下の評価基準で算出した評価額を基に、選考委員会で決定します。

評価基準の種類

評価基準には、次の2つがあります。

- A. 10名以上の団体（ゼミナール・サークル）の評価基準
- B. 4名から9名のゼミナールの評価基準（サークルは対象外です）

計算方法

1. 個別評価基準の各項目で評価額を計算し、合算します。
2. 次に上で計算した合計額を総合基準の評価額の下限と上限を適用し、評価額を算出します

A. 10名以上の団体（ゼミナール・サークル）の評価基準

A1. 個別評価基準（各々の項目の評価額を合算する）

A1-a. ゼミナールに対する個別基準

（1）卒論等の提出数による評価額

下限3万円、上限18万円とする。

卒論等の論文の提出数に3万円を乗じた金額を下限に加算する。

- ・提出論文については、卒論に代えて卒論に準ずる論文・ゼミでの提出済みレポート等も提出論文として扱う。
- ・全日本証券研究学生連盟が主催する証券ゼミナール大会等への参加論文は除く。

（2）団体加入学生数による評価額

10名以上	1万円
20名以上	2万円
30名以上	一律3万円

（3）証券ゼミナール大会への参加論文数による評価額

証券ゼミナール大会に参加した場合は、参加論文数を評価の対象とし、参加論文数に3万円を乗じた額を評価額とする。

（4）全日本証券研究学生連盟の春季・秋季セミナー参加による評価額

1チームにつき1万円とする。

A1-b. サークルに対する個別基準

（1）証券ゼミナール大会への参加論文数による評価額

1篇につき4万円とする。

（2）全日本証券研究学生連盟の春季・秋季セミナー参加による評価額

1チームにつき2万円とする。

（3）学生数による評価額

10名以上	2万円
20名以上	4万円
30名以上	6万円
40名以上	8万円
50名以上	一律10万円

（4）証券ゼミナール大会への参加論文以外の論文の評価額

1篇につき2万円とする。

A2. 総合基準（ゼミナール・サークル共通の評価額の下限と上限）

初年度	一律10万円	
2年目	下限5万円	上限13万円
3年目	下限5万円	上限16万円
4年目以降	下限5万円	上限35万円

B. 4名～9名のゼミナールの場合の評価基準

申請条件

4名から9名のゼミナールの場合は、

- ・前年の証券ゼミナール大会に参加済みであること。
- ・または過去に団体助成を受けたことが有ること。

が申請の条件となります。

なお4名から9名の場合、ゼミナールのみが助成の対象となります。

B1. 個別評価基準（各々の項目の評価額を合算する）

（1）卒論等の提出数による評価額

下限1万円、上限7万円とする。

卒論等の論文の提出数に3万円を乗じた金額を下限に加算する。

- ・提出論文については、卒論に代えて卒論に準ずる論文・ゼミでの提出済みレポート等も提出論文として扱う。
- ・全日本証券研究学生連盟が主催する証券ゼミナール大会等への参加論文は除く。

（2）団体加入学生数による評価額

評価対象外

（3）証券ゼミナール大会への参加論文数による評価額

証券ゼミナール大会に参加した場合は、参加論文数を評価の対象とし、参加論文数に3万円を乗じた額を評価額とする。

（4）全日本証券研究学生連盟の春季・秋季セミナー参加による評価額

1チームにつき1万円とする。

B2. 総合基準（評価額の下限と上限）

初年度	一律4万円	
2年目	下限2万円	上限5万円
3年目	下限2万円	上限7万円
4年目以降	下限2万円	上限14万円

以上